

岩手沿岸南部広域環境組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

令和 2年 3月19日 規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第14号）第18条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休暇等に関する基準を定めるものとする。

(勤務時間、休暇等に関する基準)

第2条 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準については、釜石市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年釜石市規則第12号）の例による。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。